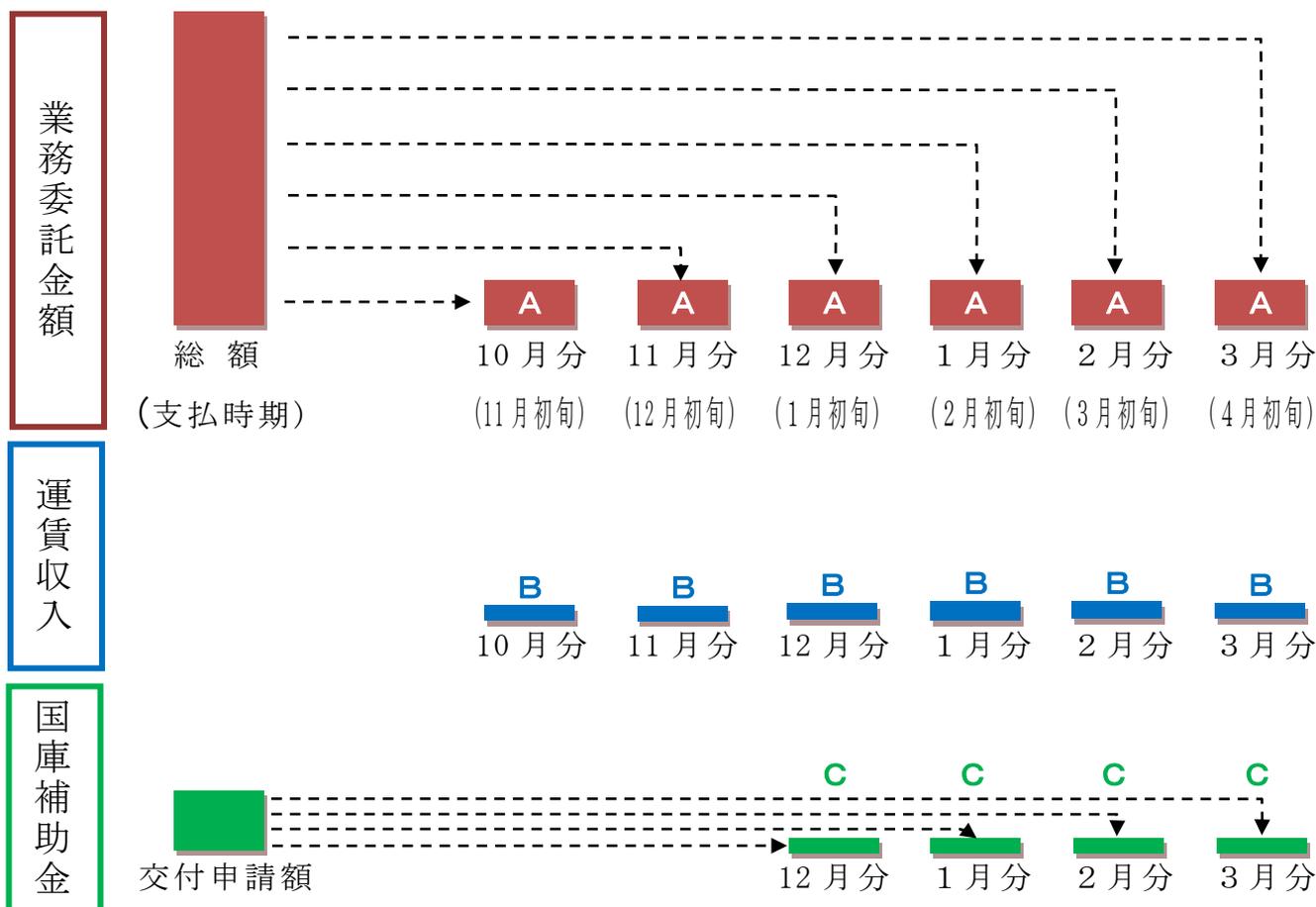


検討項目 16 「契約方式」について（補助資料）

契約方式は、業務委託契約金額から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた額を協議会が事業者を支払うものとする。

業務委託金額の支払いイメージ



※ 1 1月に交付申請する予定であるため、1 2月から差し引く。

業務委託契約金額を運行月数で割って得た月ごとの**概算運行経費 (A)**を設定し、その**概算運行経費**から**運賃収入 (B)**及び**国庫補助金 (C)**を差し引いた額を運行事業者の月報提出後30日以内に支払うものとする。

委託料は、国庫補助金の金額が確定した時点で精算する。

月々の支払額：概算運行経費 (A) - 運賃収入 (B) - 国庫補助金 (C)